

新宮町告示第55号

令和5年第2回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年5月23日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和5年6月2日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君	片岡 誠治君
温水 眞君	安武久美子君
庵原 伸一君	西 健太郎君
大牟田直人君	横大路政之君
北崎 和博君	牧野真紀子君
上畝地白馬君	松井 和行君

○6月2日に応招した議員

全員

○6月5日に応招した議員

全員

○6月12日に応招した議員

全員

○6月14日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

令和5年 第2回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

令和5年6月2日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年6月2日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第46号議案 専決処分について(新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第4 第47号議案 専決処分について(新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 第48号議案 専決処分について(令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について)
- 日程第6 第49号議案 専決処分について(令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について)
- 日程第7 第50号議案 専決処分について(令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について)
- 日程第8 第51号議案 専決処分について(令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について)
- 日程第9 第52号議案 専決処分について(令和4年度新宮町一般会計補正予算について)
- 日程第10 第53号議案 新宮町上下水道事業経営審議会条例の制定について
- 日程第11 第54号議案 新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第55号議案 新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第56号議案 令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第14 第57号議案 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 第58号議案 令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第16 第59号議案 令和5年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第60号議案 令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第18 第61号議案 令和5年度新宮町一般会計補正予算について

- 日程第19 第62号議案 工事請負契約の締結について（立花小学校体育館屋根及び外壁改修工事）
- 日程第20 第63号議案 工事請負契約の変更について（相島浄水場等機械電気設備更新工事）
- 日程第21 報告第8号 専決処分の報告について（地方自治法第180条第1項）
「損害賠償の額の決定及び和解について」
- 日程第22 報告第9号 令和4年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第23 報告第10号 令和4年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第24 報告第11号 令和4年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第25 報告第12号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第26 報告第13号 例月出納検査結果報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第46号議案 専決処分について（新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 第47号議案 専決処分について（新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 第48号議案 専決処分について（令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について）
- 日程第6 第49号議案 専決処分について（令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について）
- 日程第7 第50号議案 専決処分について（令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について）
- 日程第8 第51号議案 専決処分について（令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について）
- 日程第9 第52号議案 専決処分について（令和4年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第10 第53号議案 新宮町上下水道事業経営審議会条例の制定について
- 日程第11 第54号議案 新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第55号議案 新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第13 第56号議案 令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第14 第57号議案 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 第58号議案 令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第16 第59号議案 令和5年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第60号議案 令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第18 第61号議案 令和5年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第19 第62号議案 工事請負契約の締結について（立花小学校体育館屋根及び外壁改修工事）
- 日程第20 第63号議案 工事請負契約の変更について（相島浄水場等機械電気設備更新工事）
- 日程第21 報告第8号 専決処分の報告について（地方自治法第180条第1項）
「損害賠償の額の決定及び和解について」
- 日程第22 報告第9号 令和4年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第23 報告第10号 令和4年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第24 報告第11号 令和4年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第25 報告第12号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第26 報告第13号 例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

1 番 江口 正明君	2 番 片岡 誠治君
3 番 温水 眞君	4 番 安武久美子君
5 番 庵原 伸一君	6 番 西 健太郎君
7 番 大牟田直人君	8 番 横大路政之君
9 番 北崎 和博君	10番 牧野真紀子君
11番 上畝地白馬君	12番 松井 和行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君 議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桐島 光昭君	教育長	小川 隆弘君
総務課長	太田 達也君	地域協働課長	片山 勇二君
政策経営課長	井上 美和君	税務課長	尾田 繁男君
住民課長	堺 好行君	健康福祉課長	山口 望美君
子育て支援課長	高木 昭典君	産業振興課長	森 真二君
環境課長	安河内正路君	都市整備課長	西田 大輔君
上下水道課長	高橋 忠久君	会計管理者	末永富士美君
学校教育課長	森 和也君	社会教育課長	桐島 聡君
代表監査委員	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） ただいまから、令和5年第2回新宮町議会定例会を開会いたします。それでは、配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、3番、温水眞議員、4番、安武久美子議員、事故に備えて5番、庵原伸一議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月14日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの13日間と決定いたしました。会期中の日程は、別に配付しております定例会会期日程表のとおりです。議員並びに執行部のご協力をよろしくお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（桐島 光昭君） おはようございます。本日、令和5年第2回定例会の開会に当たりまし

て、一言ご挨拶とこれからの町政運営につきまして、私の決意の一端を申し述べさせていただきます。私は、この度の新宮町長選挙におきまして、初当選の栄を得、本年4月27日付をもちまして新宮町長に就任いたしました。過半の得票をいただくことができたとは言え、選挙結果を厳粛に受け止め、前長崎町長はじめ、これまで新宮町を築き上げてこられた諸先輩方のまちづくりへの思いを、しっかりと受け継いでまいりたいと考えております。

また、議員の皆様におかれましては、日夜、町民皆様のご意見等を拝聴され、解決を図るなど幅広いご活動に改めて敬意を表します。議会と行政は、地方自治を担う車の両輪として、それぞれの立場で切磋琢磨し、議論を尽くし、協力し合いながら、新宮町の発展のために力を尽くしていくべき存在であると考えております。これからの町政運営に当たって、議員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスとの闘いも3年余りが経過いたしました。この間、町民の皆様や事業者の皆様方には感染拡大防止に多大なるご理解とご協力をいただきました。感染の再拡大は依然として予断を許さないものの、先月8日には国において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置づけられました。社会全体がコロナとの共存へと舵を切る中で、日常生活や社会経済活動は正常化の方向へ進んでおります。本町でも家族連れの買い物客や海外からの観光客の姿なども目立ち、コロナ前のにぎわいを取戻しつつあります。

また、これまでは、社会を守るために、感染対策への協力が強く求められてきましたが、今後は個人の判断が尊重されるようになりました。ただし、今後再び広がるようなことがあれば、高齢者など重症化リスクの高い人を守ることを心がける必要があり、流行状況などに応じて優先度を切り替え行動していくことが求められております。

一方、世界を見渡せば、平和が大きく揺らいでおります。ロシア連邦によるウクライナ侵攻は、いまだ終わりが見えない状況で、子どもを含む多くの尊い命が犠牲となり、今、この瞬間も罪なき市民が命の危険と隣り合わせの生活を強いられていることに強い憤りを覚えます。さらには、弾道ミサイルを繰り返し発射する朝鮮民主主義人民共和国の行為は、国際社会の平和と安全を脅かすものであります。

さらに、平和とともに世界規模で求められているのが地球温暖化対策でございます。新宮町は令和4年2月1日に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言いたしました。平成27年7月の九州北部豪雨や令和2年7月の九州豪雨をはじめとする地球温暖化に起因すると思われる様々な気象災害は、今、対策をしなければますます大きな被害をもたらすものと考えられます。温暖化は、温室効果ガスの主な成分である二酸化炭素を削減することで抑制できます。二酸化炭素は主に人間の営みにより排出され

るもので、私たちが生活や事業の様式を変える取組を行うことで、二酸化炭素を削減できます。私たちの町の貴重な財産である白砂青松の海岸線を有する新宮海岸や相島、クスノキの原生林を抱く立花山など豊かな自然環境と誰もが安心して暮らせる生活環境を持続させるため、町民、事業者、行政が一丸となって二酸化炭素を削減するための取組について考え、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」に向け邁進してまいります。

私は、本年2月10日に新宮町職員の職を辞して、町長に就任するまでの74日間、行政職員としての肩書きがない中で、町民の皆様から多くのご意見・ご要望を頂戴いたしました。平成元年に採用されて以来33年間、町の職員として町民の皆様の声に対しては真摯に耳を傾けてまいりましたが、これからは町長の立場で町民の皆様の方の思いをしっかりと受け止め、皆様から合格点をもらえるよう町政運営に努めてまいります。そのためにも、様々な年代や立場の違う人たちの声を傾聴し、対話と理解を深めたいと考えております。このため、町民や事業者からの提案をお聞きし、対話することに最大限の努力を傾けてまいります。

町では現在、ハード面では都市計画事業でございます下府土地区画整理事業及び三代土地区画整理事業並びに公共下水道事業中央処理区域内における終末処理施設の増池計画、九州自動車道にかかるスマートインターチェンジ建設計画、ふれあいの丘公園整備事業、町立幼稚園の統廃合に伴う新宮東幼稚園跡地利用などの検討が進められております。ソフト面ではふるさと納税の推進、地域介護予防活動の推進、中学校部活動の地域移行への検討、デジタル社会の実現に向けて、行政手続のオンライン化や庁舎内における事務のデジタル化などを進めるDXの推進などが検討されており、前長崎町長の施策を継承しながらも、見直しが必要なところは見直しを行うという考えのもと、それぞれの事業を進めてまいり所存でございます。

また、令和3年度を始期とする第6次新宮町総合計画を基本といたしまして、着実に事務事業を実行するとともに、限られた財源を有効かつ効率的に運用し、住民サービスの最適化を進めてまいります。

それでは、現在、私が考えております主要施策の基本方針について申し上げます。なお、現段階では、詳細な部分まで検討できていないところも多くございますので、ご了知おきください。

1点目は、高齢者支援でございます。新宮町は昨今の流入人口の増により、町の高齢化率は福岡県内でも低く、私が健康福祉課長のときは高齢化率16.5パーセントで県内一若い町と言われておりました。令和5年度の高齢化率は19.4パーセントとなっており、国や県の平均より低いものの、着実に本町においても高齢化の波がやってきました。さらには、現在の生産年齢人口層が高齢者の仲間入りをするのも時間の問題であり、他の市町村と同様、本町におきましても高齢者支援は待ったなしの状況と言えます。現に、高齢者の皆様から聞こえてくる声は、「町主催で実施している高齢者向け健康教室も盛況で、定員オーバーとなることも多く、教室の

コマ数を増やしてほしい。」「高齢者向けの移動支援について路線運賃の減免だけでなく、他の交通機関も加えてほしい。」「高齢者窓口が役場本庁と福祉センターに分かれていて、どこに行ったらよいか分かりづらい。」などの声が多く聞かれました。健康教室に関しましては、町主催の教室の拡充を図るとともに、当健康教室は各行政区で実施していただくのが好ましいことから、そのための環境整備を実施してまいりたいと考えております。移動支援につきましては、現行の渡船運賃の減免にマリックス及びタクシーの利用などを新たに加え、町内の移動を少しでもスムーズにすることにより、高齢者の方々の移動支援・お出かけ支援を実施していきたいと考えております。この施策を実施することにより、高齢者の方々の引きこもり防止、ひいては健康寿命を伸ばす一助になると考えております。最後の高齢者窓口が分かれており分かりづらいとのことにつきましては、早急に内容を検討し改善してまいりたいと考えております。

2点目は、子育て・教育支援でございます。現在の0歳から12歳までの各年齢層における人口は200人から300人台と平準化してきており、一時期に比べ、安定的に保育・教育が実施できていると考えております。また、国においては本年4月1日にこども家庭庁が設置され、「こどもまんなか社会」の実現に向け、新たな取組が始まろうとしております。

しかしながら、足元を見ますと都市化や核家族化、ひとり親家庭や共働き家庭の増加、地縁的つながりの希薄化やコロナ禍による経済的不安を抱える家庭の増加等を背景として、家庭教育を支える環境が大きく変化いたしております。このような中、子どもを産み、育てやすい町を目指して、妊娠期から出産、その後の子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援として公立小中学校における給食費の無償化及び保育の無償化を推進し、子育て環境を整えてまいりたいと考えております。また、学校給食費の無償化とともに、地産地消及び食育の推進と安心安全でバランスの取れた美味しい学校給食に取り組んでまいります。

3点目は、まちづくり、産業支援に関してでございます。先ほども申しましたが、現在、下府地区及び三代地区において土地区画整理事業がそれぞれの組合において施行されております。まずは、両土地区画整理事業が予定どおり完工し、本町における新たな「まち」ができることを期待いたしております。特に両事業では、電線類の地中化を計画され、「防災」、「安全・快適」、「景観の向上」など多くのメリットが期待されており、全国のモデル地区として注目をされております。また、三代土地区画整理事業は、本町を縦貫する都市計画道路の一部整備を含むもので、東部地区の振興の一翼を担うものと考えております。

東部地区の振興にかかる取組といたしまして、現在、NEXCO西日本や国土交通省と協議を進めておりますスマートインターチェンジ設置事業は、国による令和7年度中の事業化決定を目標に、鋭意協議を進めてまいります。また、当該事業にあわせて、スマートインターチェンジ設置の効果を最大限活用することができるよう都市計画道路三代的野線の全線開通に向け取り組ん

でまいります。

また、産業面では農業のICT化及び農業における新規事業や事業拡大に取り組む農家等に対する支援や荒廃農地対策に取り組んでまいります。

離島相島におきましては、相島活性化協議会と九州電力株式会社とで取り組まれている「Qでんにぎわい創業プロジェクト」の推進を支援するとともに、基幹産業である水産業の振興を図ってまいります。また、昨年度に策定いたしました離島振興計画や活性化協議会との協議を進めながら、目指すべき将来像とその実現に向けた施策を定め、計画的に進めてまいりたいと考えております。

なお、町全体の産業振興につきましては、農業に関しましては新規事業や事業拡大に取り組む農家等に対する支援や荒廃農地対策はもとより、稼げる農業の実現を図るため、スマート農業などの生産性向上につながる取組やひとまるの里の販売促進を支援してまいります。

商工業に関しましては、商工会と連携を密にし、既存企業の事業拡大や地域を牽引する企業育成を進め、また地域貢献を検討されている企業との連携や中小事業所の抱える解決課題に向け、関係機関と連携し支援体制を強化してまいります。また、新宮町おもてなし協会と連携し集客交流事業を展開してまいりたいと考えております。なお、先ほど申しましたスマートインターチェンジ設置事業も高速道路へのアクセス性向上により、企業誘致や異業種間業務連携及び雇用拡大並びに新たな観光ルートの形成など町内商工業に大きなインパクトを与え得ると考えております。

その他、JR新宮中央駅や西鉄新宮駅の利便性向上に向けた取組につきましても、九州旅客鉄道株式会社や西日本鉄道株式会社と協議を始めたいと考えております。

役場事務における住民サービスの向上につきましては、現在進めております自治体DXを着実に進め、「書かない、待たない、行かない窓口」を実現することを最終ゴールと定め、鋭意進めるとともに、SNS等を用いた双方向サービスの導入も検討いたします。

また、町民体育館設置につきましても、近隣市町村を見ますと整備済みのところが多く、また新宮町スポーツ協会からも長年要望がなされているようです。本町での町民体育館は、新宮中学校体育館と併設されていることから、平日昼間はそのほとんどが中学校の授業に使用され、一般の町民の皆さんの利用はできない状況です。一般町民のための体育館は、町民皆様のスポーツ及びレクリエーションの振興や健康と体力の増進を図るため必要な施設であり、今後も、平日昼間の利用者の増加が見込まれることから、町民体育館建設に向けた検討を進めていきたいと考えております。

以上、これから町政運営を進めるに当たり、私の所信の一端を述べさせていただきました。私は、これからの「まちづくり」は、これまでのように右肩上がり成長や発展のみを前提とするのではなく、町民皆様が日常生活における安全・安心や幸せ、豊かさを実感できるものでなけれ

ばならないと考えております。首長に求められるのは、町政運営の計画的なマネジメント能力とともに、日々発生する日常的な課題はもとより、今般の新型コロナウイルス感染症のように、過去に例を見ないような事案に対しても、地域や町民の皆様に寄り添った対応を可能な限りスピーディーに行うことであると考えております。町民の皆様におかれましても、皆様が理想とするまちづくりに向け、様々な場面でまちづくりに積極的にご参加・ご発言いただきたいと思っております。そして、このようなまちづくりへの取組を通じて、新宮町民であることに誇りを持っていただき、さらには、これまで以上に、人や企業から選ばれ続ける町に、皆様とともにしていきたいと考えております。

また、私は町の施設と町の職員はコストではなく、大切な財産と考えております。職員を大切にすることが、町民により良いサービスを提供できる大前提だと私は思っております。職員に最高の力を発揮してもらうためには、できるだけストレスの少ない、風通しの良い働きやすい職場づくりが急務だと考えております。あらゆる種類のハラスメントのない、全ての職員が安心して自分の能力を発揮でき、町民の皆様のために働ける職場づくりを進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様にも一言申し述べさせていただきます。議員各位の新宮町に対する思いを、新宮町のことを第一に考えるこの地方自治の場で、地方自治の本旨にのっとり、自由闊達で生産的な議論を闘わせてまいりたいと考えております。真に町民のための政治、そして町民のための行政を行う。さらによりよい地域を、町民や議員の皆様と一緒に創り上げていく。この思いは、私どもも議員皆様も共有しているものだと考えております。

私が実現したいことは、決して変革ではございません。地域経済を守り、働く人を守り、多くの町民の皆様を幸せにするため、着実な取組を見出し実行していくこととさせていただきます。改めて、質の高い実のある議論を皆さんと行っていくことができるよう誠意を持って、そして全力を尽くしてまいり所存でございます。

「新宮町を福岡県の至宝に！」を創り上げるべく、粉骨砕身、努力してまいり所存ですので、議員各位と町民の皆様のご理解・ご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

それでは、本日提案いたしております議案でございますが、専決処分の報告7件、条例の制定及び一部改正3件、令和5年度補正予算6件、契約等議案2件、計18議案、また諸報告6件となっております。なお、最終日には追加議案を予定いたしております。よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願いをいたしまして、私の招集に当たりましての挨拶と所信表明とさせていただきます。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第46号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第46号議案、専決処分について、新宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（尾田 繁男君） おはようございます。第46号議案、専決処分について、新宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを令和5年3月31日付けで専決処分しましたので報告し、承認を求めるとでございます。理由としましては、地方税法等の改正によるもので記載のとおりとなっております。今回の主な改正点としては、軽自動車税、環境性能割の税率区分の見直しなどとなっております。次のページ、専決処分書をつけております。その次の1ページから7ページまでは改正の条文で、8ページ以降は新旧対照表となっております。主な改正点を参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。なお、法規定の整備等による条ずれとか項ずれ、字句訂正等については省略をさせていただくことがあります。では、まず8ページの第34条の9、それから飛びまして、10ページの第38条から11ページ第44条まで及び13ページの1番下第47条から16ページ第47条の6につきましては、令和6年度から森林環境税を個人の町民税とあわせて徴収することとなるための字句の追加などの規定の整備をするものとなっております。すいません、戻りまして8ページ。第36条の3の2、これは給与所得者の扶養親族等の申告書の記載事項の簡素化を2項として新設し、以降、項ずれを反映させるものとなっております。飛びまして13ページ。第46条及びちょっと飛びましてまた17ページ48条、次ページの18ページの第50条、これにつきましてはそれぞれ様式の新設に伴って様式が追加されるものとなっております。その下、第73条の2、次ページ19ページの第73条の3は見出し、字句の追加、修正をするもので、第82条につきましては、原動機付自転車の区分の整備をするものとなっております。次ページの20ページ、第98条及び21ページの第101条につきましては、法令改正によって様式の新設に伴い、様式を追加するもので、その下の附則第8条につきましては、課税の特例を令和6年度から令和9年度まで適用期限を延長するものとなっております。次ページ、22ページの附則第10条の2は、法改正による項ずれ、削除するもの及び27項として、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンションに係る減税措置を追加するものです。次に24ページの附則第10条の3、1番下ですね。10条の3については、附則第10条の2に新設された特例を受ける際の申告書に関わる規定を追加したものとなっております。飛びまして26ページ。附則第10条の4です。その下、附則第10条の5は申告期限を延長するもの。附則第10条の6については、法規定の新設に合わせて新設されたものです。飛びまして29ページ。附則第15条の2は、臨時的特例措置を廃止したことに伴い削除するもので、附

則15条の2の2を附則15条の2とし、納付不足額に加算する割合を変更するものです。その下からの附則第15条の6は、附則第15条の2と同様に、環境性能割の税率の特例措置の廃止に伴い、3項を削除するものです。次ページの30ページの附則第16条は、軽自動車税の特例の期限を3年間延長することによって規定を整備するもので、飛びまして33ページ、附則第16条の2は、納付不足額に加算する割合を変更するなど、附則第16条の改正による規定の整備をするものです。次ページ34ページ、附則第17条の2につきましては、課税の特例措置の期限延長に伴う改正となっております。施行の時期につきましては、原則令和5年4月の1日施行となります。なお、改正条文は割愛とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第46号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第46号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4. 第47号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第47号議案、専決処分について、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） おはようございます。第47号議案、専決処分について、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、令和5年3月31日付けで専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。改正の理由といたしましては、地方税法等の改正を受けた同法則と本町国民健康保険税条例について、整合性を持たせるものでございます。次のページに専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。新宮町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同条」を「同条第1項」に改め、附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。附則といたしまして、施行日を令和5年4月1日からとし、適用区分といたしまして、この条例による改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分ま

での国民健康保険税については、従前の例によるものとしております。2ページから8ページに改正の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第47号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第47号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5. 第48号議案

○議長（松井 和行君） 日程第5、第48号議案、専決処分について、令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） おはようございます。第48号議案、専決処分について、令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について。令和5年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求めるとでございます。理由といたしまして、令和4年度の国庫支出金が確定したことなどのため、令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算を専決処分したので、これを報告し承認を求めるとでございます。次のページに専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から243万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,945万6,000円とするものがございます。歳出より説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目事務費は、国庫補助金の確定による財源更正です。1款2項1目事業費、8節旅費は、新宮独自の船員等の旅費につきまして、福岡市内の業者と契約できたことによる減額。10節需用費のうち燃料費は、新宮の運航回数を2,095回で見込んでおりましたが、臨時運航の回数が少なく2,003回となったことによる減額。同じく修繕料は、渡船のほか待合所等での修繕が見込みより少なかったことによる減額。12節委託料、乗船客整理業務委託料は、年間98人の委託を見込んでおりましたが、乗船客数や天候等により委託する人数が80人となったことによる減額です。歳入について説明いたします。8、9ページをお願いします。1款1項1目事業収入は、渡船利用実績により増額、減額をしております。2款1項1目渡船事業国庫補助金は、離島航路

運営費等補助金が確定したことによる増額。4款1項1目一般会計繰入金は収支調整。6款1項1目雑入は、郵便事業株式会社との委託契約による郵便送付件数の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第48号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第48号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6. 第49号議案

○議長（松井 和行君） 日程第6、第49号議案、専決処分について、令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（塚 好行君） はい。第49号議案、専決処分について。令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、令和5年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求めらるものでございます。理由につきましては、記載のとおりでございます。次のページに専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,199万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,315万2,000円とするものでございます。今回の予算補正につきましては、そのほとんどが事業費の確定に伴います減額補正、国県支出金などの確定に伴います財源更正となっております。主なものを説明いたします。12、13ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、2款保険給付費、1項療養諸費、2項高額療養費。14、15ページをお願いいたします。3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費。ページ飛びまして、18、19ページでございます。5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。以上につきましては、それぞれの実績が見込額より少なかったため減額となるものでございます。特定財源につきましては、12、13ページの総務管理費から18、19ページまでは、県の普通交付金と特別交付金及び一般会計繰入金を充てておりますので、こちらのほうはいずれも減額を行っております。続きまして、歳入の説明でございます。8、9ページをお願いいたします。こちら1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきまし

ては、令和4年度の国民健康保険税の被保険者の異動等による増となっております。7款2項1目1節雑入におきましては、国保事業費納付金の返還金、451万7,000円を収入予算として追加し、その収支調整といたしまして、5款1項1目一般会計繰入金を1,217万8,000円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第49号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第49号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7. 第50号議案

○議長（松井 和行君） 日程第7、第50号議案、専決処分について、令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（塚 好行君） 第50号議案、専決処分について。令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、令和5年3月31日付けで専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。理由につきましては、記載のとおりとしております。また次のページに専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ823万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,694万2,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、そのほとんどが事業費の確定に伴うものでございます。主なものを説明していきます。10、11ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、町が後期高齢者の保険料を広域連合に納付する額が確定したことによる増額となったものでございます。続きまして、歳入のほうになります。8、9ページをお願いいたします。1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の異動等による増となっております。またこの収支調整といたしまして、3款1項1目一般会計繰入金を減額しているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第50号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第50号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8. 第51号議案

○議長（松井 和行君） 日程第8、第51号議案、専決処分について、令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第51号議案、専決処分について。令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、令和5年3月31日付で専決処分いたしましたので、ここに報告し承認を求めるものでございます。今回の専決処分の主な理由といたしましては、令和4年度の県支出金が確定したことによるものでございまして、歳入歳出予算からそれぞれ6万1,000円を減額補正をさせていただいております。内容について説明いたしますが、今回の補正の主な理由が歳入の減でございますので歳入から説明をさせていただきます。8、9ページをお願いいたします。1款2項1目総務手数料6,000円の減額は、介護保険の主治医意見書等にかかる証明手数料が予算額を下回る見込みとなったための減額でございます。2款1項2目医療施設等設備整備費補助金は、心電計の買換えに伴う県の補助金の額が確定したため、5万5,000円を減額いたしております。次に10、11ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款1項1目一般管理費の委託料、代診医師業務委託料につきましては荒天による渡船欠航などで残額がございましたので、収支調整のため6万1,000円を減額させていただきました。2款1項1目医療用機械器具費につきましては、補助金の額確定に伴う特定財源から一般財源への財源更正となっております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第51号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第51号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第9. 第52号議案

○議長（松井 和行君） 日程第9、第52号議案、専決処分について、令和4年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 第52号議案、専決処分について。令和4年度新宮町一般会計補正予算について、令和5年3月31日付けで専決処分したので報告し、承認を求めるところでございます。理由といたしましては、令和4年度の国庫支出金等が確定したことなどのため、令和4年度一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるところでございます。次のページに専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正としまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7,617万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180億1,409万4,000円とするものがございます。第2条、繰越明許費の補正について説明いたします。6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正は、追加分といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業を新たに計上しております。これは、令和5年度において引き続きワクチン接種事業が実施されることとなったため、新たに計上いたしております。変更分といたしまして、社会資本整備事業において、町道の野～寺浦線の事業費の確定に伴い減額し、変更するものがございます。今回の歳入歳出補正予算につきましては、各事業費の確定などに伴う減額補正、国庫支出金の確定に伴います財源更正となっておりますので、これらの説明につきましては省略させていただきます。また、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当先一覧及びふるさと応援基金の補正後の充当先一覧を配付いたしておりますので、ご参照ください。それでは、44、45ページをお願いいたします。4款1項2目予防費、22節償還金利子及び割引料は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び新型コロナウイルス接種体制確保事業費国庫補助金の令和3年度事業の実績に伴う返還金です。飛びまして、最後のページ、60、61ページをお願いいたします。13款3項基金費でございます。1目減債基金から4目ふるさと応援基金費までそれぞれに利子積立金を計上するとともに、2目財政調整基金に、今後の町財政の健全運営に資するため、基金積立金5億5,000万円を計上し、4目ふるさと応援基金費にふるさと寄附金の額の見込みに伴い、4,000万円を計上するものがございます。次に、歳入予算の主なものについて説明いたします。なお、地方譲与税、国庫支出金及び県支出金などにつきましては、金額の確定に伴う補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。10、11ページをお願いいたしま

す。1款町税は、実績見込みによりまして、1項町民税、2項固定資産税をそれぞれ増額いたしております。14、15ページをお願いいたします。10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の特例措置の拡充による地方団体の減収を補填するため、交付されるもので、額の確定により計上するものでございます。飛びまして、32、33ページをお願いいたします。17款2項1目不動産売払収入は、大字三代及び大字立花口の町有地の売り払いによるもの。2目物品売払収入は、公用車軽貨物自動車及びコミュニティバスの売払いによるものです。18款1項1目一般寄附金は、実績見込みを踏まえ、ふるさと寄附金を1億1,600万円増額するものです。19款2項2目財政調整基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上、また、町税、各種交付金などの増額計上により全額を基金に積み戻しております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。今ちょっと確認なんですけど、ふるさと寄附金ですね。これが累計で53億1,600万円ということで、前回のときは見通し52億円というような計画だったんですけど、これを上回って非常に協会、頑張ってもらっていると思うんですが、この金額と委託をされている6月2日に今日に納税事業委託料1,631万5,000円上がっているんですけど、これ全部、当初から補正予算ずっと積み足してやりますと、委託料が27億9,100万円ということで、52.5という委託率になっているんですね。以前、定期便であるとか、そういうことでちょっと経費のずれ込みがあるという話があったんですけど、あくまでこの委託料というのは54パーセントで決められていると思うんでね。寄附金の最終の金額と1.5ポイント、金額にして7,000万ちょっとあると思うんですけど、この辺のズレがあるのはなぜですかね、ということをお伺いします。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。委託料に関しましては、以前からも申し上げておりますように、今年度の寄附額の54パーセントというところではございませんで、返礼品の発送を終えた分の寄附額に対しての54パーセントということで委託料をお支払いしているという状況となっております。そのため、4年度以前のときに、寄附をいただいて、4年度中に発送する返礼品に対する委託料分と4年度中にいただいて3月31日までに発送できる委託料分というところで、54パーセントになっていない。今回、昨年度を上回る寄附額をまたいただいておる状況でございますので、5年度以降に、返礼品の発送を追い送る分というのが増えたような状況がございますので、その辺りで1.何ポイントとおっしゃっておりますズレが出てきておるといふうに理解をしておるところでございます。以上です。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。今の説明で、一応この委託率の部分は分かったんですけど、あと納税システムとか、ワンストップ特例申請、それから公金システムとか、サイトの使用料、この辺は今後また数字の変動があるんですか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。あくまでも予算のお話ですので、予算において不用額が出たり、またちょっと流用というような形で対応させていただいております分もございますので、その辺りにつきましては、決算のときにまたご説明を差し上げるような形になろうかと思っております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第52号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第52号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第10. 第53号議案

○議長（松井 和行君） 日程第10、第53号議案、新宮町上下水道事業経営審議会条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） おはようございます。また4年間よろしく申し上げます。第53号議案、新宮町上下水道事業経営審議会条例の制定についてを説明いたします。提案理由としまして、新宮町水道事業及び下水道事業の適正かつ効率的な経営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新宮町上下水道事業経営審議会を設置するにあたり条例を制定するもので、町議会の議決を求めるものです。1ページをお願いします。第1条は設置の目的です。第2条は所掌事務について、第3条は組織についてで、審議会は8人以内の委員をもって組織し、町長が委嘱します。内訳は、（1）識見を有する者として、経営学、会計学に精通した大学教授等。（2）町内に住所を有する水道又は下水道の利用者として、町内在住の利用者への公募。（3）町長が必要と認める者として、商工会の経営指導員あるいは所属する町内事業所等への依頼を考えています。第4条は委員の任期について、第5条は会長及び副会長の選定、役割について。2ページをお願いします。第6条は会議の運営について、第7条は審議会の庶務については、上下水道課で処理します。第8条は、委任について、運営に関し必要な事項は町長が別に

定めるものです。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしています。なお、最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集することとしています。最後に、公営企業として必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供するために、経営の方針となる経営戦略の見直しが必要となりますので、今回提案させていただいております。経営審議会において、外部の識見者の意見、評価や町内利用者等のご意見をいただきながら、経営戦略の見直しを図っていきたいと考えております。また、料金につきましては、経営戦略見直しの中で、経営見通しを立てた上で適切であるかを審議会の場で検証していただくように考えていく次第です。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。先に4年間よろしく申し上げます。この条例提案につきましては、元来、審議会規程で既に組織は、類似組織があるわけですね。これが条例化される意味について、規程を条例で制定するという意味について、目的含めてご説明をください。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 現在、水道料金等審議会というのが規程でございますが、今、規程ですので、近年、要綱設置の審議については、先ほど提案理由でも説明しましたが地方自治法にのっとりまして、附属機関に該当すると判断して、条例により設置しないことを違法とする判例が出ております。ですので、審議会等については、新条例に基づかないといけないということになっております。以上ですので、このたびの条例を踏まえて、今ある規程につきましては廃案したいと思っております。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） ということは、いずれかの時期に、今判例とおっしゃったでしょ。要するに、判例に基づいて条例に基づき、これ設置目的、設置理由の中には同じ地方自治法の138条4の3の規定に基づきっていう、両方同じ自治法に基づいて設置されたわけですね。要するに、前回の規程に基づく設置も同じ自治法だし、今回の条例もそうです。それが結局、今の説明でいくと、僕は違法性があるとは到底思えないんですけど、それをなぜ条例にせないかんのかっていうところ、要するに条例制定の必要性があるのかというのは、もう一度明確にご説明をいただきたいと思います。というのは、これ前回、私の記憶ではもう多分10数年前だと思うんですが、下水道料金の改定提案があったときに、上水道については同じ答申の中で保留した経緯があるんですね。特に上下水道料金というのは、町民生活に大きく影響を及ぼしますので、より慎重に検討する必要性があるということから考えると、この条例制定がイコール料金改定に結

びつくんじゃないかなという誤解を招く要素が私は秘めているんじゃないかと思っているんですね。ですから、なぜ条例制定に基づく審議会を設置するのかというのは、明確な目的のもとに設置目的を説明していただかないと、我々としては含み置くようなね、料金改定を含み置くような目的の場合は、私は了解できることではないというふうに思っていますので、ぜひその辺の目的をもう一度説明してください。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。前回の規程も138条に基づくものでしたが、それ以降に平成23年度、東京高裁のほうで判例が出まして、条例化しないといけないというふうになりまして今回提案させていただいております。それと、料金につきましては、今までは料金等審議会において審議会イコール料金の検討をしておりましたが、今回の主な目的としました経営戦略を3年から5年に見直さないといけませんので、令和2年度に作成しましたので、今回、令和7年度までに検討するために経営審議会を設置する目的としております。ですので、審議会を設置したからといって料金改定につながるような話ではございません。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） もう1回言いますけどね。平成の23年に違法判例があったわけでしょ。それから12年間、10何年なるのかな、10数年間違法状態で放置していたんですか、新宮町は。もう1回説明してください。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。本来は審議会を開催するときに、それも含めて検討しないといけなかったんですけど、平成19年以降に審議会のほうの話とか、それから開催しておりませんので、今回の制定になりましたのでよろしくお願いします。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 最後にしますが、要するに条例制定に基づいて、例えばもともと議会から申入れた内容で関連する住民生活に直結する要綱であるとか規則であるとかの制定、改廃についてはきちんと説明をしてくださいと。こういう理由で廃止します。こういう理由でこういう規程をつくります。最近ですね、それがあまりにも僕は杜撰になっているんじゃないかなと思うんですね。だから、今回これに絡めて言っているんですが、以前、これちょっと少しずれますけど、宅地開発要綱の改正のときにも、実は報告も何もなしに、いきなりホームページでポンと公表されたことがありましたよね。特に、やはりこの要綱、規則については、我々議案の場に議会の場に出てきませんので、きちんと報告をしていただく、その改正、それから改廃についてはね。そのことを申し添えて私の質問を終わります。以上です。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） すいません。最後ですけども、このタイミングでしたのは今回、公共下水道の社会資本整備交付金というのが、このような経営審議会をして、料金やあと経営戦略についての見直しをしておかないと、交付金の対象の要件から外れるようになりましたので、今回このタイミングで提出させていただいております。以上です。

○議長（松井 和行君） ほかに質疑ありますか。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今の上下水道の説明でちょっと分かりにくいとですけど、今後、経営戦略等については条例でこういうふうなことで委員をして、諮問とかいうのを答申とか受けて、それに基づくような経営戦略等を立てていかないかんから条例制定をしたのか。先ほど横大路議員が言われましたけど、平成23年度、違法というようなことでどっか地方自治法とか、そういうところから指摘があったので条例改正をしないと、今度の経営戦略とかそういう資本金の提携については、新宮町については交付金は出しませんよと言われたのか、ちょっとその辺りを説明をお願いします。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。今までについて、審議会については報酬等、委員さんについて伴いますので、それについて条例を設置しておかなければならないということで今回しております。判例を受けてやったわけではございませんけども、先ほど申しましたように、今回タイミング的に経営戦略の見直しと、あとまた社交金のほうの要件にも該当しますので今回しております。諮問につきましては、料金等が前回もそうですが、そこで料金改定等の諮問がありましたら、また町長のほうに答申をしまして、最終的には町長のほうの判断というか、町の判断になりますのでよろしくお願いします。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） いや、私は経営戦略等とかいうのを交付金をもらうのは、この諮問委員会で答申とか、そういうのをちゃんと制定して、諮問等をもらわないと国から補助金等こないんですかって、規程とかそういうことで、今までどおりの規程とかいうことじゃ、国から交付金をもらえないんですかっていう、そういう指摘所があったんですかっていうのをお尋ねしていますけど。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。規程を運用する段階で、必要な根拠を確認した結果につきましては、条例に基づく設置が必要であるということですので、こちらに条例を設定して審議会を立ち上げておかないと、その交付金の要綱には該当しませんので、補助金には該当しないというふうになります。以上です。

○議長（松井 和行君） はい。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） ちょっともう1回説明してください。社会資本整備の交付金に該当しないってところをもう1回ちょっと説明してもらっていいですか。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 公共下水道事業の推進の財源となる交付金の、先ほど言いました社会資本整備交付金についての要件としましては、経営戦略の改定、まずこれが第1です。それと、下水道使用料の検証などを審議会のほうで行うことが求められております。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） これまでも社会資本整備の交付金はいただいていますよね。その時は、そういうふうな、要は交付金が出ないよってというようなことはなかったんですか。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。今まではなくて、令和2年度までに、そういう要件はなくて、社会資本整備の要件として令和2年度までに総務省のほうから経営戦略を作成しなさいということで、その策定に基づいて、見直し等を審議会のほうでしてくださいというのが今回、です。ですのでそれまでは経営戦略とかがございませんでしたので、その要件には該当しておりませんでした。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 明確にね、これまではその要件に該当しなかったという社会資本整備交付金を申請するのに、そういう要件がなかったということなんですか。それとも、うちは該当しなかった、その該当しないというのはどういうことで該当しなかったんですか。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 要件が該当するようになるのが、令和2年の前に策定をしまして、令和7年度以降にそれまでに検証とか審議会をしてなかったら、社交金の要件にはなりませんよということで、令和7年度以降の話となります。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第53号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第53号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。西委員長、よろしく願いいたします。それでは、休憩に入ります。10時55分まで休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時55分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11. 第54号議案

○議長（松井 和行君） 日程第11、第54号議案、新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

町長。

○町長（桐島 光昭君） 第54号議案、新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。監査委員が行う監査等は、町全体の事務の管理及び執行が法令に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的に実施されることを確保し、住民からの信用を担保する重要な役割を果たしておられます。そのため、監査委員は常に公正不偏の態度を保持し、職務を遂行することが求められております。このような監査委員に求められる職責の重要性を鑑みて、監査委員の報酬を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。別表第1、監査委員の項中識見委員を年額40万円から50万円に、議選委員を年額18万1,000円から23万2,000円に改めるものでございます。2ページ、3ページに参考資料として新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。なお、額につきましては、令和5年3月開催の糟屋郡町長会で報酬額を郡内統一する方向で意見調整がなされております。最後に附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第54号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第54号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第55号議案

○議長（松井 和行君） 日程第12、第55号議案、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第55号議案、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。理由といたしまして、下水道法第4条第2項の規定による事業計画に定められた区域を変更する福岡県知事との協議が整ったため、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するもので、町議会の議決を求めるものでございます。1ページに、改正条文を提示しておりますが、2ページ、参考資料の新旧対照表で説明いたします。2ページをお願いします。区画整理事業区域等の公共下水道区域編入に伴う事業計画の変更により、第2条、第6項、排水区域面積は550ヘクタールを619ヘクタールに改め、同条第7項、排水人口は2万7,730人を3万2,860人に改めます。同条第8項、1日最大処理能力は、新宮中央浄化センターの処理能力を見直したことにより、1万4,400立方メートルを1万4,210立方メートルに改めるものです。1ページにお戻りください。附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 全体的に、区画整理事業区域が面積等やいろいろな増えて、今説明があったように、中央処理区の処理能力の部分は減っていますが、この減っている理由についての説明をお願いします。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。当初は、排水量と生物処理能力というのをイコールに考えておりましたが、このたびは入ってくる水質のほうの悪化がありまして、今までの排水量と生物処理能力というのはイコールじゃなくなりました。生物処理能力のほうが今回、見直したことでイコールじゃなくなったことにより、1池当たり1,560立米を計画しておりましたが、それが1,175立米というふうに今回見直した結果、少なくなりましたので今回の改正になりました。以上です。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） すいません。生物処理能力というのは、どういうものが入ってくるんですかね。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。最終的には河川に放流するのですが、それにつきましてバクテリア等の生物が処理しまして水質をよくしているんですが、入ってくる水質が悪いせ

いで、生物処理のバクテリアさんたちが頑張ってもちょっと能力が少なくなりまして、ちょっと、処理能力を今回見直したような形になっております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第55号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第55号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第56号議案

○議長（松井 和行君） 日程第13、第56号議案、令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第56号議案、令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に24万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,620万5,000円とするものでございます。歳出について説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目事務費につきましては、主に4月の人事異動に伴います人件費の増減を計上しております。12節委託料、船員健康診断委託料につきましては、船員法施行規則等の一部改正が令和5年4月1日から施行され、船員の健康診断項目の見直しが行われ、医療機関での健康診断の料金が改定されたため、不足する分を増額するものでございます。歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金は、収支調整でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第56号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第56号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第57号議案

○議長（松井 和行君） 日程第14、第57号議案、令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第57号議案、令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ953万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,987万8,000円とするものでございます。歳出のほうから説明いたします。ページは10、11ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、1款1項1目一般管理費におきまして4月の人事異動に伴う人件費と、また10節におきまして、健康保険証とマイナンバーカードが一体化する件で、被保険者のほうに周知を図る啓発チラシを作成する予算を追加計上しております。12、13ページをお願いいたします。5款1項特定健康診査等事業費におきましては、前年度人件費の確定による雇用保険料の支出予算を増額しております。続いて、歳入をご説明いたします。ページ戻りまして8、9ページでございます。歳入予算、3款1項2目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金におきましては、チラシ作成の特定財源となる歳入を補正計上し、また収支調整といたしまして、5款1項1目一般会計繰入金を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第57号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第57号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第58号議案

○議長（松井 和行君） 日程第15、第58号議案、令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第58号議案、令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算に

ついて、ご説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,555万円とするものでございます。歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費におきましては、4月の人事異動に伴います人件費の増額補正を行っております。続いて、歳入のほうのご説明をいたします。ページ戻りまして、8、9ページでございます。この予算補正に関する収支調整といたしまして、3款1項1目2節一般会計繰入金402万円を増額しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第58号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第58号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第59号議案

○議長（松井 和行君） 日程第16、第59号議案、令和5年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第59号議案、令和5年度新宮町水道事業会計補正予算についてを説明いたします。1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和5年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款水道事業収益は、補正予算額32万円を増額し、合計7億2,268万5,000円とするものです。支出、第1款水道事業費用は、補正予算額3,186万6,000円を増額し、合計の7億2,773万7,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費766万5,000円を増額し、合計の6,297万9,000円とするものです。8ページ、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、まず支出から説明します。1款1項2目配水及び給水費は、マンションの漏水事故に伴う補償金2,400万円を増額するものです。同じく、3目総係費の給料等の人件費に関するものは、4月の人事異動等に伴い増額するものです。報酬と役務費については、上下水道事業経営審議会委員の報酬とそれに伴う郵送料を新規に

計上しております。旅費の費用弁償は、会計年度職員の費用弁償の減です。次に、収入の説明をします。1款2項2目補助金、他会計補助金は、4月の人事異動等に伴い、児童手当補助金を32万円増額するものです。最後に、4ページから6ページにかけて、給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 今、補償金2,400万円あがっていますが、マンションの漏水事故ということでしたけど、世帯数はどのぐらいあるんですか。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 漏水事故につきましては2件あったんですが、こちらについての補償金につきまして、1件のみとなっております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打切り、第59号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第59号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。西委員長、よろしくをお願いします。

日程第17. 第60号議案

○議長（松井 和行君） 日程第17、第60号議案、令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第60号議案、令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを説明いたします。1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和5年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款下水道事業収益は、補正予算額1万5,000円を増額し、合計の9億4,649万8,000円とするものです。支出、第1款下水道事業費用は、補正予算額433万円を増額し、合計の9億3,630万7,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費58万4,000円を減額し、合計の4,924万2,000円

とするものです。8ページ、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出を説明します。1款1項4目総係費の給料等の人件費に関するものは、4月の人事異動等に伴い減額するものです。同じく、報酬と役務費については、上下水道事業経営審議会委員の報酬とそれに伴う郵送料を新規に計上しております。旅費の費用弁償は、会計年度職員の費用弁償の減です。最後に、4ページから6ページにかけて給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） すみません。今、課長のご説明で、私聞き間違いかと思ったんですが、支出のところで433万円の増額に聞こえたんですが、減額でよろしいんですよね。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） すいません、減額でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第60号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第60号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。西委員長、よろしく願いいたします。

日程第18. 第61号議案

○議長（松井 和行君） 日程第18、第61号議案、令和5年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 第61号議案、令和5年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。令和5年度当初予算につきましては、4月に町長・町議会議員選挙が執行される予定であったことから、政策的な経費は極力計上を控えておりましたため、今回の補正予算では、政策的経費や新規事業、新型コロナウイルスの影響による事業、また、人事異動に伴う人件費などを計上しております。また、ふるさと応援基金の充当一覧を配付しておりますので、ご参照ください。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,701万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億6,671万7,000円とするものでございます。第2条継続費、第3

条地方債の補正につきましては、5ページをお願いいたします。第2表継続費は、10款2項立花小学校の特別教室棟及び渡り廊下新設工事の設計事業を計上しております。これは、現在使っております特別教室棟や学童保育所の老朽化により、新たに学童保育所を含む特別教室棟及び渡り廊下を整備するため、主に5年度に設計、6年度に建築確認申請等の業務を行うもので、総額、年度及び年割額は記載のとおりでございます。第3表地方債補正は、変更としまして、補助対象事業費の変更に伴い、新宮東小学校施設整備事業につきましては限度額を減額、新宮中学校相島分校施設整備事業につきましては限度額を増額するもので、起債の目的、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。歳出予算の増額の主な要因につきましては、3款民生費に、低所得世帯支援給付事業に係る経費を、4款衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を、8款土木費に、下府土地区画整理事業の負担金を、また、10款教育費に、学校施設及び運動施設整備事業に係る経費などを計上したことによるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） お諮りします。第61号議案については、議長を除く議員11名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中に予算特別委員会の正副委員長を選出のほうをお願いいたします。

午前11時23分休憩

午前11時29分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長には安武久美子議員、副委員長には西健太郎議員ということに決まりましたので、ご報告いたします。なお、委員長におかれましては、6月6日、7日の2日間、予算特別委員会にて審議をお願いしますとともに、本会議最終日に審議結果の報告をお願いいたします。

日程第19. 第62号議案

○議長（松井 和行君） 日程第19、第62号議案、工事請負契約の締結について、立花小学校体育館屋根及び外壁改修工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第62号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。記といたしまして、1、契約の目的、立花小学校体育館屋根及び外壁改修工事。2、契約の方法は指名競争入札。3、契約金額は8,800万円、うち消費税及び地方消費税額は800万円。4、契約の相手方は、古賀市川原1005番地1、株式会社荻原工務店、代表取締役、荻原耕一郎でございます。5、工期は契約締結の日の翌日から令和5年12月27日までとしております。理由といたしまして、立花小学校体育館屋根及び外壁改修工事を施工するため、令和5年5月16日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。（1）入札結果表でございます。予定価格から消費税等消費税等を除いた金額は、9,123万9,354円。これに対し10社を指名し、1社が入札辞退、3社が最低制限価格を下回ったため失格となっております。（2）といたしまして、工事概要に記載の工事を行うものでございます。2ページに（3）といたしまして、配置図、位置図をつけております。ご参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） すいません。ちょっと内容がちょっと分からんとですけど、その立花小学校の屋根というのが、どういうふうな状況で改修をされるのか。外壁が漏水とか、そういうふうになって改修工事される、ちょっと私も初めてですので、どういうふうな現況がこうだから、こういう改修工事だということをちょっと説明をお願いします。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。お答えいたします。立花小学校の体育館につきましては、老朽化が進みまして、雨漏り等が生じておりました。また外壁につきましても、クラックなどが入っておりまして、塗装が剥がれたりしているところもございましたので、今回屋根の補修、改修とあわせて、外壁も一緒に塗装なりを行う工事をあわせて行うということになります。以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。この10社ですけども、これはランクがあると思うんですけど、Aランクとか特Aとかあると思うんですが、どういうふうな振り分けになっていますか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。おっしゃいますとおり、今回の基準といたしましてはAランクとなります。Aランクの業者の中から、今回10社を指名したという状況となっております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） これAランク以上はないんですか。何か特Aとかいうのが昔あったと思うんですが、もう全てAランクですか、これ。例えば、経審の点数何点以上とかいうのがあると思うんですが、Aランク以上、特Aとかもないですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。ランクの基準といたしましては、特Aというのがございますんですけども、今回指名しております業者の中は、Aランクの業者だったかというふうに記憶をしております、10社とも。はい。お待たせいたしました。Aランクにつきましては、経審の点数といたしましては750点以上から830点未満がAランクという形となっております。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） ちょっと入札の規定を今ちょっと覚えてないのであれですけども、町としては金額によって、AランクとかBランクとか特Aとかいうのはあると思うんですが、特Aというふうなランク分けはされてなかったんですかね。ちょっと私覚えていないのであれですけども、この中に特Aの業者っちゃうのはいないということですかね。そういうふうを受け止めていいんですか。本当かな。いるやろ、これ。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。基準の中で言いますように、今回はAランクというところで、それが予定価格といたしまして9,000万円以上1億5,000万円未満の工事がAランクのところから指名をするということとしております。特Aのほうなんですけれども、こちら経審の点数830点以上でございまして、規定の中では1億5,000万円以上の工事について、こちらの特Aの基準で業者を選定するという形とさせていただいております。今現在、うちのほうに指名を出されておられます業者、Aランクの業者が相当数いらっしゃいますので、今回、ちょっと記憶が曖昧ではあるんですけども、全てAのところから選べたという状況だったというふうに記憶をしておるところでございます。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第62号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第62号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 第63号議案

○議長（松井 和行君） 日程第20、第63号議案、工事請負契約の変更について、相島浄水場等機械電気設備更新工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第63号議案、工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。相島浄水場等機械電気設備更新工事について。下記のとおり、工事請負契約の一部を変更するものでございます。記といたしまして1、契約金額、変更後の金額を9,438万5,500円、内消費税及び地方消費税額は858万500円に変更するものでございます。変更前の金額8,718万4,900円、内消費税及び地方消費税額は792万5,900円と比較をいたしまして、720万600円の増額となっております。2、契約の方法は随意契約でございます。理由といたしまして、相島浄水場等機械電気設備更新工事について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要性が生じたので、変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。（1）に変更理由といたしまして、配管の劣化等による薬品注入ポンプの配管及び洗浄ポンプの配管の更新を追加すること、薬品注入ポンプの停止信号を使用するための中央操作盤の機能の改造及び配線の追加等による工事費を増額するもの。また、相島浄水場内の既設配管内のケーブルの固着が認められなかったため、既設配管を使用することによって工事費を減額する部分もでございます。（2）といたしまして、契約の相手方及び工期を参考のため記載をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第63号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第63号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 報告第8号

○議長（松井 和行君） 日程第21、報告第8号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 報告第8号、専決処分の報告について、ご説明させていただきます。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。1ページをお願いいたします。専決第1号、専決処分書。令和4年1月8日に町道深町線内において発生した道路構造物による車両損傷事故について、これに対する損害を賠償し和解するものでございます。1、損害賠償額、372万6,050円。2、損害賠償及び和解の相手は、別紙に記載しておりますので、ご参照ください。3、和解の条件、本件に関して、上記に定める賠償以外に債務債権のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第22. 報告第9号

○議長（松井 和行君） 日程第22、報告第9号、令和4年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 報告第9号、令和4年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを説明いたします。地方公営企業法施行令第19条の規定に基づき、令和4年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものでございます。1ページをお願いします。令和4年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の1款1項、事業名、原上地区下水道管渠築造工事（第1工区）は、国道3号の須川交差点付近を施工する予定でしたが、近接の三代山後、ラーメン屋付近で敷設工事を行ったため、交通規制に関する調整に時間を要したことにより、工事を繰り越すもので4,262万4,000円を翌年度繰越額として計上いたしております。財源内訳としまして、国庫補助金2,131万2,000円、企業債1,910万円、損益勘定留保資金221万2,000円でございます。続きまして、同じく事業名、夜臼排水区（夜臼地区）雨水渠改修工事は、

ガス管の埋設物があり、関係機関との調整や交通規制に関する協議に時間を要したことにより工事を繰り越すもので、4,063万円を翌年度繰越額として計上いたしております。財源内訳としまして、国庫補助金1,986万6,000円、企業債2,070万円、損益勘定留保資金6万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第23. 報告第10号

○議長（松井 和行君） 日程第23、報告第10号、令和4年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 報告第10号、令和4年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について説明いたします。地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和4年度新宮町一般会計継続費繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものでございます。1ページをお願いします。8款4項都市計画費、立地適正化計画策定委託料につきましては、継続費の総額は2,220万9,000円で、令和4年度継続費予算現額、計922万5,000円のうち62万3,000円を令和5年度に逡次繰越するもので、その財源内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第24. 報告第11号

○議長（松井 和行君） 日程第24、報告第11号、令和4年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 報告第11号、令和4年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算

書の報告について、ご説明いたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度新宮町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものでございます。1ページをお願いします。6事業につきまして、総額1億1,880万8,000円を令和5年度に繰り越すものでございます。その財源内訳につきましては、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金6,240万2,000円、地方債3,870万円、一般財源は1,770万6,000円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第25. 報告第12号

○議長（松井 和行君） 日程第25、報告第12号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第12号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明をいたします。新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。1ページをお願いいたします。1ページから12ページまでが、それぞれの契約ごとの明細を載せておるところでございます。令和5年2月1日から令和5年4月30日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で6件、特別会計で1件、水道事業会計、公共下水道事業会計につきましてはございませんでした。また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で109件、特別会計で6件、水道事業会計、公共下水道事業会計で7件ございました。参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第26. 報告第13号

○議長（松井 和行君） 日程第26、報告第13号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば、監査委員にお尋ねください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 以上で報告を終わります。

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午後12時07分散会
